

暮らし・福祉・教育優先の市政をめざして

みんなが
住んでよかった
と思える川西市に...

たんぽぽだより

日本共産党川西市議会議員 **黒田みち**

市議員団控室 TEL 740-1111 (内線4020)

直通FAX 759-1811

黒田みち事務所 TEL 795-4760

たんぽぽだよりブログ

http://kurodamich.exblog.jp



12月議会 3項目で一般質問

「市役所は市民の役に立つ所」としての税金の使い方になっているか?!

12月議会の一般質問で私(黒田)は、①川西市中学校給食センターに専任のセンター長と事務職員の配置を、②公文書公開請求における「公文書不存在」について、③「川西市使用料、手数料及び負担金の算定、見直しに関する基準」の見直しについての3項目で提案・討論しました。
(質問項目や配布資料は、12月6日ブログたんぽぽだよりに掲載中)

「ふりかけ持参」の経過、「公文書不存在」で良いのか

昨年9月から始まった中学校給食。給食センターで4000食もの給食を安全・安心、美味しく調理され、できるだけ温かいまま各学校に配送されています。教育の一環としての学校給食が、さらにこども達の成長発達、健康増進につながり、「食育」が推進されるよう給食センター内にセンター長と事務員の配置を求め、あわせて、「ふりかけ持参」の経過と公文書公開について討論しました。

また、川西市のセンター給食は、PFI事業で行っているため、事業者が要求水準書通りの業務を行っているか、の日常的な対応やモニタリング、分析業務など多岐にわたる仕事があります。しかし、川西では専任のセンター長も事務員もいないため、本庁職員及びセンター配置の栄養教諭や管理栄養士が担っている状況が続いています。

給食35%だけ(前年85%)

川西市中学校給食センターには、専任のセンター長が配置されず、本庁の給食課長が兼務しています。

昨年度も兼務でしたが、昨年場合は本庁に課長補佐が配置されていたため、配送前の給食の84.9%は兼務のセンター長が行うことができていました。しかし、今年度は、本庁に課長補佐が置かれず、センター長による給食はなんと34.8%にとどまっています(1学期間)。

残り65.2%の給食を主査級の管理栄養士等が行わざるを得ない状態です。私(黒田)が、兵庫県給食担当の体育保健課に問い合わせたところ、文部科学省の委託「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」(2023年10月31日)で実態を把握しており、川西市に助言しているとのことでした。

給食センターで何かトラブルが起った時、速やかに対処・対応が

行われるためにも、センター長の常駐は必要です。

そもそも給食というのは、給食法や衛生管理基準で管理職が行うべきものと位置づけられ、重い責任を負っています。

また、川西市のセンター給食は、PFI事業で行っているため、事業者が要求水準書通りの業務を行っているか、の日常的な対応やモニタリング、分析業務など多岐にわたる仕事があります。しかし、川西では専任のセンター長も事務員もいないため、本庁職員及びセンター配置の栄養教諭や管理栄養士が担っている状況が続いています。

別表のように、伊丹市の中学校給食センター(委託)や猪名川町の直営給食センターと比べると一目瞭然です。いずれも、センター長、事務員を配置し、給食を含め職員それぞれが責任をもつ態勢を確立しています。(表①)

川西の態勢で、栄養教諭や管理栄養士の過重労働や本来業務の滞りが生じていないか。4000人もの命を預かっている現場、文部科学省も学校給食の意義と給食従事者の役割を明確にしていることなどを訴えましたが、中西哲教育推進部長は、「専任でなければならぬ規定はない」とまるで問題がないような答弁を繰り返しました。

給食センターが食育センターとして更に発展していけるよう、これからも強く求め続けます。

表① 近隣市町の給食センター職員配置状況

	食数	センター配置職員
川西市 (中学校 PFI事業)	約4000	栄養教諭 3名 (内1名は県に申請・加配) 管理栄養士 1名
伊丹市 (中学校 委託)	約5500	センター長 1名 主査級事務員 1名 会計年度・事務員 1名 栄養教諭 2名
猪名川町 (幼・小・中 直営)	約3000	センター長 1名 会計年度・事務員 1名 栄養教諭 2名

この間、主食である米飯が炊けなかった、異物混入(ネジ)が疑われ汁物の提供が停まった、というトラブルがありました。

11月15日、「はるさめスープ」の食材(白菜・人参)を裁断後に裁断機のネジが一本紛失していることがわかり、「はるさめスープ」の提供が中止になっています。

「兵庫県立学校の給食における異物混入事案対応策」では、健康被害への有無や危険物か否か、喫食可能な場合の判断基準「取り除く(除去)ことができるもの(例)紙片やビニール片1片。毛髪1本。ネジ1個」などが記載されています。

「はるさめスープ」の中止の判断、保護者への報告なども専任のセンター長がいれば、速やかに対応できているはずですが、給食センターにおけるセンター長と事務員の配置は、喫緊・必須の課題です。

「ふりかけ持参」問題と「公文書不存在」

突然2学期から中学校給食ではじまった「ふりかけ持参」。「2学期から認める」旨の通知が保護者に届きました。

給食以外に外部から食べ物を持ち込めば、トラブルの原因になりかねません。市販のふりかけには、小麦を含んだものが多く、化学物質、色素、添加物などアレルギーの原因やこども達の成長発達に影響を与えるものもあります。塩分や糖分を含み、濃い味に慣れてしまう懸念、ご飯とおかずを交互に食べるのではなく、1点食(ご飯ばかり、おかずばかり)を助長することにもなります。

食育が始まったばかり

中学校給食がはじまってまだ1年足らず。教師や生徒が「規定量」や自

分の食べる量を把握できているか。食べ方を含め、中学校における食育がはじまったばかりなのに、残食が多いからと「ふりかけ持参」を行うことの懸念、意見を述べてきました。

ところが、突然の「ふりかけ持参OK」の通達。「なぜ突然、ふりかけ持参がはじまったのか」事の経過を含め情報公開請求をしたところ、「公文書不存在」の通知が返ってきて驚きました。

今回のような従来の方針を変更する場合は、意思形成過程や問題が起こった時の責任の所在などを含め、資料や会議議事録などがつくられます。公文書不存在など考えられません。

無責任すぎる答弁

学校長や保護者宛に文章やメールが送られているだけで、その根拠

なるべき公文書が存在しないなんてありえません。生徒の要望だとか学校でまとめた~などの中西哲教育推進部長発言は、教育委員会としては余りに無責任過ぎます。

こどもが要望すれば小学校でも認めるのでしょうか、教育の一環である給食のあり方が、健康増進法や食育基本法の改定で、給食行政がどんどん良くなっていくことに逆行していないでしょうか。

今回の質問では、「ふりかけ持参」に限った問題ではなく、市としての情報公開条例の目的である「市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を一層促進し、市政への信頼と理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に資すること」に合致できているかを問

いましたが、「公文書不存在」ですから、説明責任もありません。

公文書公開は民主主義の根幹

市民の信託を受けて行政を行う市が、情報提供・説明責任、開かれた市政と言う言葉だけが並ぶだけでは困ります。

「丁寧に説明していく」という発言がありましたが、理解・納得してもらおうように情報を開示・対応するというよりも「自分たちが公文書の範囲を決める」という頑なな態度に聞こえました。公文書公開条例から情報公開条例へ移行・成立時の熱心な議論よりも、うんと後退している印象を受け、今一度、その時の審議内容を再確認すべきと訴えました。